第Ⅲ部

基本計画

施策の体系

第1章　自分らしく生き生きと暮らせるまち

1．子育て支援	施策1　地域での子育て支援体制づくり 施策2　保育サービスの充実 施策3　子どもの居場所の確保 施策4　健全な親と子の育成 施策5　家庭教育の支援
2．高齢者支援	施策1　介護保険事業の推進 施策2　高齢期の生活支援 施策3　社会参加と就労の支援
3．障害者支援	施策1　障害者の地域生活の支援 施策2　暮らしやすい環境の整備 施策3　障害に対する理解の促進 施策4　各種専門機関との連携
4．地域福祉	施策1　地域共助の意識の醸成 施策2　地域福祉体制の充実 施策3　ユニバーサルデザインのまちづくり
5．保健・医療	施策1　健康づくり意識・理解の向上 施策2　健康づくりの推進 施策3　医療体制の整備
6．社会保険	施策1　国民健康保険事業の推進 施策2　介護保険制度の健全運営 施策3　後期高齢者医療制度の推進

第2章　豊かな心と郷土愛を育むまち

1．学校教育	施策1　教育内容の充実 施策2　学校運営の充実 施策3　教育環境の整備
2．青少年育成	施策1　青少年の健全育成
3．生涯学習	施策1　生涯学習環境の充実 施策2　図書館機能の充実
4．文化振興	施策1　文化資産の保全・活用 施策2　芸術・文化活動の振興
5．スポーツ振興	施策1　スポーツ・レクリエーションの振興 施策2　スポーツを通じた健康づくり 施策3　スポーツ推進体制の充実

第3章　自然と共生する住みやすいまち

1．市街地整備	施策1　特性を活かした都市計画 施策2　市街地の利便性の向上
2．道路・交通環境	施策1　幹線道路の整備 施策2　生活道路の充実 施策3　公共交通機能の充実促進
3．住まい	施策1　適正な宅地開発・住宅建築の促進 施策2　公営住宅の改善 施策3　空き家対策
4．上水道・下水処理	施策1　上水道の整備 施策2　下水処理対策の推進
5．環境衛生	施策1　ごみの適正な処理 施策2　し尿の適正な処理 施策3　生活環境の保全 施策4　火葬場利用の充実 施策5　航空機騒音対策の充実
6．環境・景観	施策1　環境の保全・活用 施策2　景観の保全
7．河川・海岸整備	施策1　栗山川の保全・活用 施策2　九十九里海岸の保全
8．公園・緑地整備	施策1　公園・緑地の保全と整備 施策2　緑化の推進

第4章　安全で安心して暮らせるまち

1．防災	施策1　地域防災体制の強化 施策2　有事に備えた体制整備
2．消防・救急	施策1　消防機能の向上 施策2　救急機能の向上
3．防犯・交通安全	施策1　防犯対策の強化 施策2　交通安全対策の強化
4．消費生活	施策1　消費者支援の強化

第5章　地域の特性を活かした活力あるまち

1．農林水産業	施策1　食の安全・安心への対策 施策2　流通販売と消費の拡大 施策3　生産振興と経営支援 施策4　地域資源の活用と環境との共生
2．観光・交流	施策1　観光基盤の充実 施策2　観光資源の活用・開発
3．商工業	施策1　商業機能の充実 施策2　新たな商業活動の促進 施策3　既存の工業の振興 施策4　企業立地の促進
4．産業活性化	施策1　新たな事業展開や起業の促進 施策2　就業・雇用の促進
5．移住・定住	施策1　受け入れ体制の整備 施策2　積極的な町の魅力発信 施策3　若者の定住・定着の促進

第6章　相互理解と協働による住民主体のまち

1．人権	施策1　人権に対する意識の啓発 施策2　人権相談の充実
2．男女共同参画	施策1　男女共同参画のための意識啓発 施策2　男女共同参画のための仕組みづくり
3．国際交流	施策1　国際的な視野を持った人材の育成 施策2　国際交流活動の推進
4．コミュニティ	施策1　地域活動の維持・活性化 施策2　自主的な活動の創出支援

構想推進のために

1．住民参加	施策1　広報広聴の充実 施策2　住民参加と協働のまちづくり活動の推進
2．行政運営	施策1　住民サービスと行政事務の充実 施策2　人材・組織の質の向上 施策3　総合的・計画的な行政の推進
3．財政運営	施策1　効率的な財政運営 施策2　財政構造の転換への取組
4．広域連携	施策1　広域連携の推進

第1章
自分らしく生き生きと暮らせるまち

1. 子育て支援

● 現状と課題 ●

- 少子化は総人口の減少につながるだけでなく、子どもの成長過程にも影響を及ぼすことから、国や地域社会が一体となって、子どもや子育て家庭を支えるための仕組みづくりが進められています。
- 本町の認可保育所（2017（平成 29）年 12 月現在）は、公立3カ所、私立5カ所の計8カ所で、幼稚園は私立2カ所、加えて民間の子育て支援センター2 カ所が運営されています。保育所では延長保育や一時預かりなどの保育ニーズに対応し、また、子育て支援センターでは親子の情報交換や交流の機会などを設け、子育てを総合的に支援しています。
- 子どもの居場所としては、児童クラブ5カ所がありますが、小学5、 6年生の受け入れが課題となっています。また、保育所や幼稚園、小学校、中学校で家庭教育学級を実施し、家庭での教育力の向上を図っています。
- 高校 3 年生までの医療費を無料化し、また、妊産婦や乳幼児に対しては健診や相談の実施により継続的に支援するなど、保健・医療面からも支援しています。
- 核家族化が進み、地域のつながりが希薄になる中、子育て家庭が不安や孤立を感じることなく、地域で安心して子育てできる体制づくりが重要です。今後は、子どもと子育て家庭が経済的・精神的に安心して暮らせるよう、保健・医療面の支援を含め、子育て世代包括支援センター※1 の設置など、妊娠期から子育て期まで切れ目ない相談支援体制の充実を図ることが求められます。

ブックスタートパック（絵本）配布率

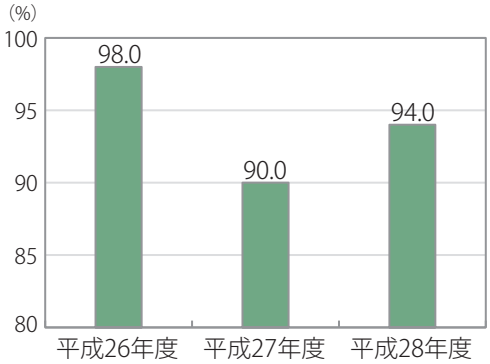

ブックスタート

関連する分野計画

子ども・子育て支援事業計画	2015（平成 27）年度～2019 年度
子ども読書活動推進計画（第 3 次）	2017（平成 29）年度～2021 年度

※1　妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、総合的な情報提供や相談支援を行い、必要なサービスを円滑に利用できるよう、きめ細かい支援を提供する拠点。

● 基本方針 ●

子どもが健やかに育ち、保護者が安心して子育てできるよう、多様な保育ニーズに対応するとともに、子育て家庭を経済的・精神的に支援し、地域全体で子育てを支える環境づくりを進めます。

● 成果指標 ●

指標名	現状値	目標値（2021 年度）
児童クラブ小学5・6年生受け入れ児童数	0 人	20 人
児童医療費助成登録者率	60.0%	80.0%
ブックスタートパック（絵本）配布率	94.0%	98.0%
子育て世代包括支援センターの設置	0 カ所	1 カ所

● 施策 ●

施策 1　地域での子育て支援体制づくり

子ども・子育て支援事業計画に基づき、地域全体で子育てを支える環境をつくります。子育て支援センターを中心とした親子同士の交流、子育て家庭と地域住民との交流、出産や育児に関する情報交換や相談の機会を設けるほか、子育て家庭を経済面・精神面から支援します。

❶子育て支援対策の推進
❷子育て支援サービスの充実
❸子育て支援への住民参画の促進
❹子育て支援教室の充実
❺ひとり親家庭への支援の充実

施策 2　保育サービスの充実

多様な子育てニーズに対応するため、一時保育や延長保育など保育サービスの充実を図ります。また、公立保育所の老朽化に対応した施設改修、少子化に伴う児童数減少を見据えた施設整備を進めます。

❶保育ニーズへの対応
❷保育所（園）環境の整備

施策 3	子どもの居場所の確保
児童が放課後や長期休業期間などを安心して過ごすことができ、異年齢の子どもや地域住民と触れ合うことができるよう、子どもの居場所づくりを進めます。	❶児童クラブの充実

施策 4	健全な親と子の育成
親子が経済的・精神的に安心して暮らせるよう、母子の保健・医療の環境を充実するとともに、虐待防止に向けた関係機関との連携強化および子育て相談体制の充実のため、子育て世代包括支援センターを設置します。また、すべての保護者に、読み聞かせを通じて親子が触れ合う機会の大切さを周知していきます。	❶子ども医療費助成 ❷母子保健の充実 ❸要保護児童対策の推進 ❹子育て相談体制の充実 ❺ブックスタートの推進

施策 5	家庭教育の支援
家庭・学校・地域の連携を推進し、家庭の教育力を高めるため、保育所・幼稚園・小学校・中学校での家庭教育学級や、家庭教育指導員による相談体制の充実を図ります。	❶家庭での教育力の向上 ❷家庭教育相談の充実

児童クラブ

児童クラブ

子育て支援教室

子育て支援教室

家庭教育学級

家庭教育学級

2．高齢者支援

● 現状と課題 ●

- 2015（平成 27）年国勢調査によれば、わが国の高齢化率は 26.6%で過去最高となっています。一方、本町の65歳以上は8,000人で総人口の33.9%を占めており、全国的に見て高い水準となっています。
- 今後ますます高齢化が進むことが予測される中、支援や介護が必要になっても、可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、団塊の世代が 75 歳以上になる 2025 年までに、医療・介護・住まい・予防・生活支援サービスが身近な地域で一体的に提供される体制「地域包括ケアシステム」の構築が課題となっています。
- 本町では、高齢者保健福祉・介護保険事業計画に基づき、すべての高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、健康づくり、介護予防、見守り体制づくり、外出支援などを実施しています。今後は、75 歳以上の後期高齢者が増加する中、認知症高齢者のための支援体制の整備が重要な課題となっています。また、高齢者の社会参加推進や生きがいづくりのため、老人クラブ活動やシルバー人材センターへの支援などを展開していますが、さらに魅力を向上させることが課題となっています。
- 支援や介護を必要とする高齢者に対しては、地域包括支援センターを核に、民生委員児童委員、福祉サービス事業者などの関係機関と連携を図りながら、介護サービスなどを提供しています。
- 今後は、生活支援コーディネーターを中心に、地域住民をはじめ、ボランティア団体・企業・社会福祉法人などが協力し合って、地域全体で高齢者を支えていく体制をつくることが重要です。また、高齢化の進行に伴う介護ニーズの増加に対応するとともに、高齢者が地域で生きがいを持って暮らせるための機会づくりが必要です。

認知症サポーター養成講座受講者数

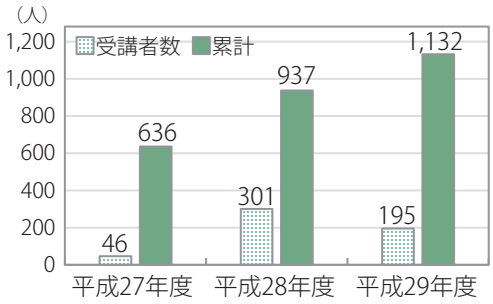

（※平成29年度は12月末現在）

地区介護予防運動教室（鳥喰大六天貯筋運動）

関連する分野計画

第７期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	2018 年度～2020 年度

● 基本方針 ●

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるために、医療や介護など必要な支援を一体的に利用できる体制を構築します。また、高齢者が生きがいを持って地域で活動するための機会や場の提供体制を整備します。

● 成果指標 ●

指標名	現状値	目標値（2021 年度）
認知症サポーター養成講座受講者数（累計）	1,132 人	1,732 人
認知症高齢者見守りサポーターの家協力機関数（累計）	13 事業所	25 事業所

● 施策 ●

施策 1　介護保険事業の推進

支援や介護を必要とする高齢者に、適切なサービスを提供するため、地域包括支援センターにおける情報提供や相談体制を充実し、関係機関の連携の下、介護サービスなどを提供します。また、施設サービスの需要増加への対応も検討します。

❶地域包括支援センターの機能強化
❷家庭や地域、関係機関等のネットワークの充実
❸情報提供・相談体制の充実
❹適正な安定したサービスの提供
❺施設サービス利用者の増加への対応
❻医療との連携

施策 2　高齢期の生活支援

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護予防、健康不安の解消、緊急通報システムの活用や地域ぐるみの見守り体制の強化、通院や買い物などの外出支援を推進します。また、認知症高齢者の増加に伴う支援体制の整備を進めます。

❶高齢者の生きがいと健康づくりの推進
❷高齢者の見守りの強化
❸高齢者の外出支援
❹認知症高齢者への支援の充実

施策 3　社会参加と就労の支援

高齢者が地域の中で生きがいを見出せるよう、老人クラブ活動や各種文化・スポーツ活動を支援します。また、シルバー人材センターで高齢者の技能や経験を活用するなど、高齢者の就労機会を拡充し、経済的な自立を促します。

❶社会参加の促進と支援
❷就労支援の強化

3．障害者支援

● 現状と課題 ●

- わが国では、2013（平成 25）年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が施行され、障害の有無によって分け隔てられることのない「共生社会」を目指す方向性が示されました。また、2016（平成 28）年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、障害を理由とする差別の解消に向けた取組が推進されています。
- 本町では、知的障害者および精神障害者が年々増加傾向にあります。また、介護者や介助者が高齢化し、在宅での介護が困難になってきているケースも見られます。こうした中、障害福祉サービス利用計画作成のための相談支援やサービス提供の体制を充実することで、地域生活における選択肢が広がっています。また、災害時における避難行動支援や福祉避難所の拡充を図っています。
- 小中学生向けの福祉体験学習や福祉のまちづくり作品、障害者スポーツレクリエーション大会などを通じて、障害に対する理解の促進を図っており、障害者への差別を無くしていくことが必要です。障害者の雇用については、企業の情報提供やマッチングをするほか、2018 年 4 月から精神障害者の雇用が義務化され、障害者の法定雇用率が引き上げられることから関係機関との情報共有・連携がさらに必要となります。
- 乳幼児健診や小児医療機関などを通じて、関係機関との連携により早期療育を支援し、幼少期からの特別支援教育の充実をさらに図っていくことが必要です。
- 障害があっても住み慣れた場所で必要な支援を受けられるよう、サービス提供体制を充実するとともに、地域で生きがいを持って暮らせるよう、地域活動への参加機会や就労の機会を確保していくことが重要です。

障害者手帳所持者数等に関する調（H29.3 末現在）

単位：人

身体障害者手帳	866
療育手帳	192
精神障害者保健福祉手帳	135
自立支援医療費（精神通院医療）受給者	284

※それぞれ千葉県において交付される。

ポスター（横芝小学校　6年　片岡歩乃花さん）

関連する分野計画

第 3 次障害者基本計画	2018 年度～2023 年度
第 5 期障害福祉計画	2018 年度～2020 年度
第 1 期障害児福祉計画	2018 年度～2020 年度

● 基本方針 ●

障害のある人が、住み慣れた地域で必要な支援を受けることができるよう、サービスの提供体制を充実するとともに、地域の理解を深め、地域での活動機会や就労の機会を充実します。

● 成果指標 ●

指標名	現状値	目標値（2021 年度）
サービス等利用計画相談支援利用者数	185 人	205 人
地域定着支援利用者数	14 人	18 人
障害者就業・生活支援センター登録者数	90 人	98 人

● 施策 ●

施策 1　障害者の地域生活の支援

障害者基本計画、障害福祉計画および障害児福祉計画（以下「障害者福祉計画」という。）に基づき、障害者や介護者などのニーズに応じたサービスの充実を図ります。また、広域での連携による地域支援体制の強化や障害者差別の解消を図るとともに、障害児の療育支援体制の推進を図ります。

❶障害者福祉計画の推進と適切な見直し
❷障害者支援の充実
❸障害者支援体制の広域連携の推進
❹地域療育ネットワークの推進

施策 2　暮らしやすい環境の整備

障害の有無にかかわらず、日常のコミュニケーションを円滑にし、スムーズに移動できるよう支援します。また、災害時などにおける連絡体制、福祉避難所の拡充を図ります。

❶障害者への生活支援の充実
❷地域支援体制や情報提供の充実

施策 3　障害に対する理解の促進

地域活動や学校教育を通じて、障害者に対する理解を促し、交流を図ります。また、関係機関との連携により企業の理解を促し、情報提供・マッチングを進め、障害者の雇用を促進します。

❶福祉教育の充実
❷障害者の社会参加の推進
❸障害者雇用の促進

施策 4　各種専門機関との連携

個性に応じて、教育を受け、就労の機会を得られるよう、関係機関との連携支援体制の推進を図ります。

❶特別支援教育の推進
❷障害者就労の支援

4．地域福祉

● 現状と課題 ●

●安心と安全の確立は地域で生活する前提となりますが、少子高齢化が進行し、公的な福祉サービスだけで必要な支援を提供することは困難な状況となっています。軽易な手助けなど制度では拾いきれないニーズの把握、複合的な問題を抱える人への対応など、現行の仕組みだけでは対応しきれない多様な生活課題に対応することが重要です。

●また、核家族化や独居世帯の増加などにより、地域のつながりが希薄になり、見守りや支え合いの機能が弱まっているため、地域における共助の意識を高める必要があります。

●本町では、社会福祉協議会と連携し、地域福祉に関する住民の意識啓発、災害時の避難行動支援の仕組みづくりなどを進めていますが、ボランティア組織の構築をはじめとした地域福祉活動の基盤整備、保健・医療・福祉間の情報共有や連携強化が課題となっています。

●また、高齢化が一層進行していく中で、誰もが社会に平等に参加できるよう、ニーズに応じた配慮をし、公共および民間の施設や情報のバリアフリー※1 化を進める必要があります。

●今後は、子育てや高齢者の見守りなど、地域における多様なニーズに対応するため、共助の拡充が求められます。住民やボランティア団体、NPO が主体となり、地域の生活課題の解決に向けて活動するために、地域福祉活動の基盤整備やネットワークづくりを進めることが重要です。

横芝光町ボランティア連絡協議会登録者数

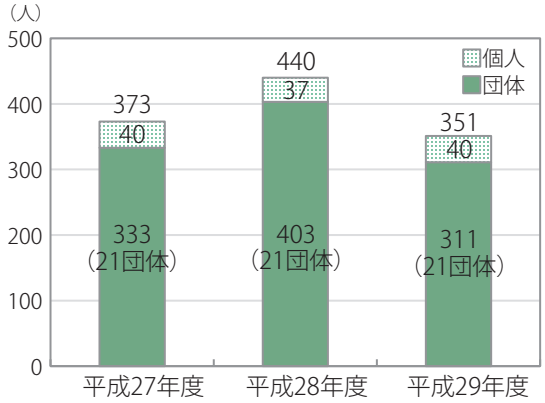

（※平成29年度は12月末現在）

白浜地区敬老会

※1　障害者や高齢者が社会生活をする上での障壁を取り除くこと。段差解消などハード面の改善のほか、社会的、制度的、心理的な障壁などソフト面を含む。

● 基本方針 ●

誰もが必要な支援を受けながら、地域で安心・安全に暮らせるよう、住民・団体・企業などが協力して、地域全体で支え合う体制をつくるとともに、利用しやすい施設の整備を進めます。

● 成果指標 ●

指標名	現状値	目標値（2021 年度）
ボランティア登録者数	351 人	400 人

● 施策 ●

施策 1　地域共助の意識の醸成

社会福祉協議会と連携し、学校教育や社会教育、交流活動を通じて、地域福祉について理解を深めるとともに、地域における共助の意識を醸成します。

❶地域福祉への知識の喚起と醸成
❷地域福祉教育の推進

施策 2　地域福祉体制の充実

安心できる地域福祉体制を構築するため、地域包括支援センター、社会福祉協議会や民生委員児童委員、保健師、医師などと連携し、ニーズの把握と適切な対応を図ります。また、ボランティアの軸となる組織を構築し、ボランティア団体間のネットワーク化を推進します。

❶安心できる地域福祉体制づくり
❷ボランティア活動の強化と促進
❸保健や医療との連携強化

施策 3　ユニバーサルデザインのまちづくり

誰もが安全に日常生活を営めるよう、民間施設のバリアフリー化を継続して働きかけていきます。また情報のバリアフリー化も進めるほか、すべての人が使いやすいユニバーサルデザイン※2 を推進します。

❶民間施設のバリアフリー化
❷情報のバリアフリー化
❸ユニバーサルデザインの推進

※2　年齢や障害の有無などに関わらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能なように、製品やサービス、環境などをデザインすること。

5. 保健・医療

● 現状と課題 ●

●わが国は、世界有数の長寿国となる一方、疾病構造が変化し、がんや糖尿病など生活習慣病の占める割合が大きくなっています。また、高齢化の進行に伴って、生活習慣病のさらなる増加が見込まれています。

●高齢期になっても生き生きと自分らしく暮らすためには、生涯にわたる心身の健康づくりが重要となります。このため、食事や運動などの生活習慣を改善して健康を増進し、生活習慣病などの発病を予防するとともに、認知症や寝たきりにならずに生活できる「健康寿命」の延伸を図ることが必要です。

●本町では、各種健診や予防接種などの健康関連情報を住民に提供し、周知するとともに、学校教育や社会教育を通じた食育を推進し、健康づくりの意識醸成を図っています。健康づくりセンター「プラム」を拠点とした健診などを実施していますが、今後は、がん検診や特定健診の受診体制を充実し、受診率のさらなる向上を図る必要があります。また、歯の寿命を延ばすため、幼児期からの歯の健康づくりも欠かせません。

●町立東陽病院は、一般病床と療養病床を合わせ 100 床あり、内科や外科をはじめとした診察、夜間休日の救急受け入れなどに対応していますが、医師や看護師の確保が大きな課題となっています。

●今後、団塊の世代が 75 歳以上となり、人口に占める高齢者割合が高くなることから、地域に根ざした病院が果たす役割は、一層重要となります。介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、在宅医療を充実し、近隣病院や診療所、老人福祉施設、町などとさらなる連携を図り、住民のニーズに応える病院としていく必要があります。

健康診査むし歯保有率

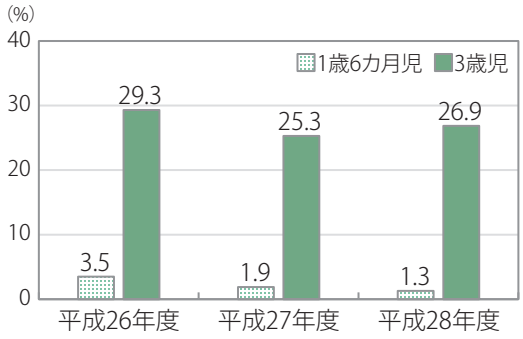

歯科診察の様子

関連する分野計画

健康増進計画及び自殺対策計画	2018 年度～2027 年度
千葉県保健医療計画（第 7 次）	2018 年度～2023 年度
東陽病院新改革プラン	2017（平成 29）年度～2020 年度

● 基本方針 ●

生涯にわたり心身共に健康であるため、一人ひとりの健康づくりの意識を醸成し、日常的な健康づくりを支援するとともに、地域における保健・医療体制を充実します。

● 成果指標 ●

指標名	現状値	目標値（2021 年度）
1歳6カ月児のむし歯率	1.3%	0.7%
3歳児のむし歯率	26.9%	20.0%
がん検診受診率	15.5%	19.0%
東陽病院診療科数	10 科	10 科
病床利用率の向上	64.2%	77.0%

● 施策 ●

施策 1　健康づくり意識・理解の向上	
学校教育や社会教育を通じて、健康づくりに対する意識や理解の向上を促し、健康相談を実施するとともに、健康まつりや食育の推進など地域における健康づくり活動を支援します。	❶健康関連情報の提供と相談体制の充実 ❷健康づくり活動の充実
施策 2　健康づくりの推進	
生活習慣病などの予防や健康づくりのため、健康づくりセンターの機能を向上し、住民の自主的な健康づくり活動を支援します。また、健康診査や各種検診を周知し、受診を促進します。	❶健康づくり対策の推進 ❷健康診査・各種検診の充実
施策 3　医療体制の整備	
住民が安心できる医療体制を整備するため、医療人材の確保に努めるとともに、地域の医療機関や町の保健・福祉部門と連携しながら、東陽病院の機能充実を図ります。	❶医師の確保 ❷東陽病院の機能の充実 ❸保健・福祉との連携

6．社会保険

● 現状と課題 ●

●わが国では、高齢化に伴い医療や介護などの社会保険にかかる支出が増加傾向にあります。一方、労働力の中心となる 15 ～ 64 歳人口（生産年齢人口）の減少により社会保険を賄うための資金が不足しており、国民の生活を保障するための公的な保険制度の維持が困難となっています。

●こうした中、国民健康保険制度については、2018 年度から都道府県が財政運営の責任主体となることで制度の安定化を図り、安定的な財政運営や事業の効率化を目指しています。

●本町では、生活習慣病予防のための特定健康診査や特定保健指導などにより、国民健康保険被保険者の健康増進と医療費の適正化を図っています。今後は、県との連携の下、財源の確保および安定的な運営に向け、制度の周知や保健事業の推進、国民健康保険税収納率の向上を図ることが必要です。

●介護保険制度については、今後、高齢化の進行に伴い、制度の利用者の増加が想定されることから、健全で安定した財政運営とサービスの確保が課題となります。地域包括支援センターとの連携をさらに強化し、介護予防、高齢者の権利擁護、総合相談支援などを推進することが重要です。

●後期高齢者医療制度については、千葉県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、被保険者に対して分かりやすい制度の説明と普及啓発に努めていく必要があります。

特定健康診査受診率・特定保健指導実施率

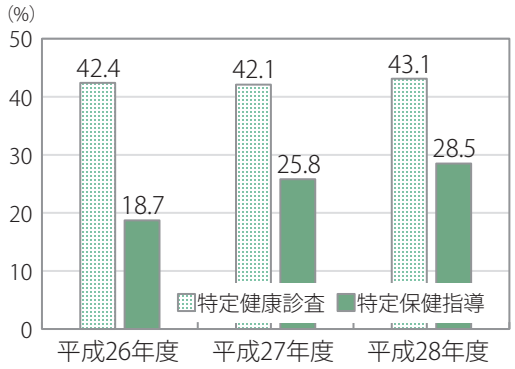

特定保健指導

関連する分野計画

第７期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	2018 年度～2020 年度
第２期データヘルス計画	2018 年度～2023 年度
第３期特定健康診査等実施計画	2018 年度～2023 年度

● 基本方針 ●

病気やけがをした場合に誰もが安心して医療にかかることができるとともに、介護が必要な人を社会全体で支えるため、医療・介護などの社会保険制度への理解を促し、健康増進や介護予防を推進して、制度の健全な運営を図ります。

● 成果指標 ●

指標名	現状値	目標値（2021 年度）
特定健康診査の受診率	43.1%	53.0%
特定保健指導の実施率	28.5%	45.0%
特定健康診査受診者における糖尿病予備軍の割合	55.5%	52.0%
国民健康保険税の収納率	92.7%	93.9%

● 施策 ●

施策 1　国民健康保険事業の推進	
国民健康保険制度の維持と安定した運営の確保のため、県との連携の下、制度の周知と保険税の収納率向上を図ります。また、住民の健康づくりと疾病予防を促進し、医療費の適正化を図ります。	❶国民健康保険制度の安定的な運営 ❷健康づくり事業の推進と医療費の抑制
施策 2　介護保険制度の健全運営	
介護保険制度についての住民の理解を促し、介護予防の充実や給付の適正化により介護保険制度の健全な運営に努めます。また、地域包括支援センターと連携し、適切な介護サービスを提供します。	❶介護保険制度の周知と事業の健全な運営 ❷地域包括支援センターとの連携
施策 3　後期高齢者医療制度の推進	
後期高齢者を対象とした医療制度を健全に運営するため、千葉県後期高齢者医療広域連合との連携の下、制度の周知や医療費の抑制を図ります。	❶後期高齢者医療制度の周知と充実 ❷後期高齢者医療制度の健全な運営